

沖縄県避難住民受入れ検討に係る輸送調査業務委託仕様書

1. 件名

沖縄県避難住民受入れ検討に係る輸送調査業務委託

2. 目的

令和8年度に実施予定の国、沖縄県、九州・山口各県との共同実動・図上訓練に向け、沖縄県からの避難住民受入れに係る「受入れ基本要領」を作成し、円滑な救援実施を図るため、輸送体制構築に向けた調査を行うもの。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年1月23日まで

4. 予算規模

3,850,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務実施体制

本業務を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体を統括するための責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

6. 業務内容

(1) 輸送手段の情報収集

受託者は、アンケートやヒアリング調査等を実施し、県が指定する地域の輸送手段に係る情報の収集を行う。

なお、起点は空港や駅等を基準とし、終点は収容施設とする。

ア 輸送

- (a) 貸し切りバス、(b) 路線バス・高速バス、(c) 鉄道、(d) タクシー（普通・中型・大型、介護・福祉タクシー）

イ 各路線図（輸送区分ごと）

ウ 空港や駅等の基礎情報（バス・タクシー乗降場所）

※提供される情報は、検討用に作成した疑似個人情報であり、

鹿児島空港～北九州市（受付場所）～北九州市（収容施設）12,300名、

鹿児島空港～久留米市（受付場所）～久留米市（収容施設）2,500名、

鹿児島空港～大牟田市（受付場所）～大牟田市（収容施設）1,400名、

鹿児島空港～飯塚市（受付場所）～飯塚市（収容施設）1,700名、

鹿児島空港～田川市（受付場所）～田川市（収容施設）1,100名、

鹿児島空港～朝倉市（受付場所）～朝倉市（収容施設）1,400名、

福岡空港～福岡市（受付場所）～福岡市（収容施設）27,000名の

計47,000名程度を輸送するものとなる。

また、車椅子の使用が必要な要配慮者についての輸送も想定し、介護・福祉タクシーについても検討するものとする。

(2) 避難住民の輸送計画案の作成

受託者は、上記(1)の情報収集を基に、空港から避難先市町村(収容施設)避難住民数を踏まえた最適な輸送計画を検討し、一表にまとめる。

なお、受託者は、県から提供される避難住民数、避難者グループ(町内会等集団)情報等の必要な情報を踏まえた上で、同輸送計画を検討するものとする。

※提供される情報は、検討用に作成した疑似個人情報である。

7. 打ち合わせ

本件に係る打ち合わせは、月1回程度を予定する。なお、1回あたりは1時間程度とする。

8. 成果

受託者は、下記に示す成果品を納品形状に整え提出するものとする。

納品形状は、各項目毎A4カラー印刷、チューブファイル綴じとし、すべての資料を電子記憶媒体(DVD等)に一括保存し、提出するものとする。

9. 知的財産権、使用权等

(1) 納品された成果物に係る一切の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。

(2) 成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

(3) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

10. 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、事前に県の承諾を得たうえで、必要に応じて委託業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 本仕様書に定める事項については、受託者同様、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11. 契約の解除

県は、受託者が以下のいずれかに該当する場合、本委託契約を解除することができる。

(1) 法令または契約に違反した場合

- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 県の指示に従わなかった場合
- (4) 受託者の破産等、本業務を適正に実施することが困難であると県が判断した場合

12. 支払方法

- (1) 成果物等の検査完了後、受託者は県に請求書を提出する。
- (2) 県は、請求書を受け取り次第、速やかに支払い処理を行う。

13. その他

- (1) 本業務にあたっては、関連する法令等を遵守し、公序良俗に反することの無いよう実施しなければならない。また個人情報の取り扱いについては、契約書別記保有個人情報取扱特記事項に従わなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、県と受託者は別途協議する。
- (3) 本業務を実施するための経費は受託者の負担とする。
- (4) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、受託者は県に解約までに要した経費その他の費用について請求することができない。
また、契約を解除しない場合でも、契約金額の減額等の措置を採ることがあり得る。
- (5) 契約後、やむを得ない事由により中止することとなった場合には、双方協議の上、減額等による契約変更を行うものとする。その場合、受託者は県に当該仕様書に基づき実施した作業等に要した経費のみを請求することができる。
- (6) 受託者が本業務を実施するにあたり、故意または過失により第三者に損害を与えた時は、受託者が当該損害賠償責任を負う。

14. 担当部署

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課国民保護係

TEL : 092-643-3123

メール : kokumihogo@pref.fukuoka.lg.jp

以上